

滋賀県と立命館大学との連携・協力に関する包括協定書

滋賀県（以下「甲」という。）と立命館大学（以下「乙」という。）は、滋賀県の活性化に向けて、相互に連携・協力しながら協働事業に取り組むこととし、次のとおり協定を締結する。

（協力事項）

第1条 甲および乙は、次の各号に掲げる事項について、包括的な連携のもと、連携協力を推進すべき課題等に関する情報・意見交換を実施し、相互に合意した具体的な事業について協働で取り組む。

- (1) 滋賀・びわ湖ブランドの発信
- (2) 文化・スポーツ・健康づくりの振興
- (3) 交通政策の推進
- (4) 滋賀発の産業の創造
- (5) 琵琶湖をはじめとする環境の保全
- (6) 防災・災害対策
- (7) 地域活性化
- (8) その他両者が協議して必要と認められる事項

（期間）

第2条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲と乙のいずれからも改廃の申入れがないときは、更に1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第3条 この協定書に定めるもののほか、連携協力の細目その他の事項については、甲と乙が協議して別に定めるものとする。

この協定の証として本協定書を2通作成し、甲と乙が署名捺印の上、各自1通を保有する。

平成27年 1月 9日

甲 滋賀県大津市京町四丁目1番1号

滋賀県知事 **三日月 大造**

乙 京都府京都市中京区西ノ京東梅尾町8番地

立命館大学学長 **吉田 美喜夫**